

栗東市中小企業振興基本条例

栗東市では、中小企業を取り巻く経済的、社会的変化等を踏まえ、栗東市中小企業振興基本条例を平成24年4月1日に施行いたしました。本条例により、中小企業者等をはじめ、市、大企業者、市民のそれぞれが連携・協働し、中小企業の振興を図ることによって、本市をより豊かで住み続けたいくなるまちにすることを目指します。

栗東市中小企業振興基本条例のしくみ

基本理念

中小企業者の自主的な取組の推進

住み続けたいくなる地域づくりへ向けた一貫した施策として推進

本市の産業構造や地理的条件の特性の活用

地域の多様な主体の協力

基本方針

経営の革新、新規起業の促進及び創造的な事業活動の促進

経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

中小企業者の経営基盤の強化を促進

中小企業者と地域の協力関係を創出

産学官連携の推進

地域資源の活用

観光及び農商工連携の取組を推進

地産地消の推進

小規模事業者への配慮

中小企業者

- 経営の革新、経営基盤の強化
- 雇用環境の整備、人材育成
- 他の中小企業者、関係団体との連携など



市

- 関係機関との緊密な連携と協力関係の構築
- 必要な情報の収集及び提供など

大企業者

- 中小企業者等との連携及び協力
- 市内で提供される製品及びサービスの利用など

連携・協働

市民

- 中小企業の重要性の理解と成長発展への協力
- 地元購買のお願いなど



住み続けたいくなるまち栗東へ

『中小企業振興基本条例』とは？

この条例は地域の雇用や経済を支える中小企業の振興、産業の振興を行政運営の柱とし、地域経済の活性化に取り組む市の姿勢を広く示すもので、中小企業振興についての「基本理念」「基本方針」と、「市の役割」「中小企業者等の努力」「大企業者の努力」「市民の理解及び協力」などを定めています。

条例はなぜ必要なの？

中小企業は、地域経済を支える重要な主体で雇用の担い手でもあり、地域社会の持続的な発展を実現するためには、地域産業や中小企業が元気であることが重要です。そのために市は、中小企業振興などの積極的な事業展開を図ることを宣言するものです。

『中小企業振興基本条例』の基本的な考え方とは？

中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、中小企業を基礎に地域経済の振興を図るものです。

『中小企業振興基本条例』が制定されたらどうなるの？

中小企業・大企業の努力や市民に協力してほしいことを明確にすることで、地域が一体となって栗東市の成長、発展に取り組むことができます。

また、この条例の制定を受け、平成24年度に条例を具現化するための商工振興ビジョンを策定します。ビジョンの中では、中小企業支援策として「販路拡大」、「受発注推進」や「補助・助成金制度」「人材育成」のほか、農産物、自然、地域資源を活用した事業推進、観光、農商工連携の推進、地産地消の推進など具体的な施策を明示します。

(担当課)

栗東市環境経済部商工観光労政課 商工振興係

(〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号)

TEL：077-551-0104 FAX：077-551-0148